

令和 5 年 5 月 12 日

指定障害福祉サービス事業者 様
指定障害児通所支援事業者 様

松阪市福祉事務所
障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う臨時的在宅支援について（事務連絡）

平素は、松阪市障がい福祉行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが 5 月 8 日以降、「5 類感染症」に移行されることに伴い、松阪市における臨時的在宅支援について下記のとおり改めることとします。つきましては、ご確認のうえ適切にご対応いただくようお願いします。

※ この事務連絡は「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけ変更後の「新型コロナウイルス感染症にかかる障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和 5 年 4 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障がい保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づくものです。上記通知についても併せてご確認くださいませようお願いします。（<https://www.mhlw.go.jp/content/001092776.pdf>）

記

■ 臨時的在宅支援の要件について

[変更前]

事業所を休業している場合や、感染を恐れて通所しない場合など事業所での支援を避けることがやむを得ない場合において、居宅への訪問や電話等によりできる限りの支援の提供を行ったと市が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の算定が可能。



[変更後]

事業所において通常のサービスの提供が困難になった^(※) ことにより、事業所を休業する場合において、居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市が認める場合は、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の算定が可能。

(※) 「近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生しているという感染拡大地域において感染を未然に防ぐため」、又は「施設・事業所において感染者が多数発生しているため」等の理由で事業所を休業する場合を指します。

上記 [変更後] の要件に該当する場合において、報酬を算定するときは松阪市障がい福祉課までご連絡のうえ、必要な書類をご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、就労移行支援、就労継続支援（A 型・B 型）における「通常の場合の在宅支援」については、今後も令和 5 年 1 月 11 日付け松阪市の文書のとおりといたします。

問い合わせ先 松阪市福祉事務所 障がい福祉課
電話 0598-53-4189 FAX 0598-26-9113
E-mail shogai.div@city.matsusaka.mie.jp